

東都大学公的研究費不正防止計画

平成27年10月1日

東都大学「公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針」に基づき、次の通り不正防止計画を策定する。

項目	発生要因・現状	対策・課題	対応部署
機関内における責任体制の明確化	周知不足により研究費の管理および執行に対しての責任が曖昧になる。	学内外における研究費の責任体制を明確化し、周知を行う。	総務課
適正な運営・管理のための環境の整備	使用ルールが不明瞭である と研究者が誤った解釈で執行する虞がある。	規程に沿った詳細なマニュアルの作成し、研究者へ配付する。 相談窓口（担当者）を再周知する。 学内研究費との統一を図る。	総務課
	研究者個人のコンプライアンスへの意識が希薄である。	学内規程を整備するとともに、コンプライアンス教育を実施し、理解度を確保するなどして、研究者自身の意識の向上を図る。	コンプライアンス推進責任者 倫理審査委員長
不正発生要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	機関としての積極的な取り組みがない。	具体的な計画を策定し実施するとともに、その中で把握した要因のフィードバックを行い、改善に繋げる。	内部監査部門 統括管理責任者 (総務課) コンプライアンス推進責任者
研究費の適正な執行・管理	予算執行の年度末への集中。	予算執行状況を定期的に確認し、研究者へ報告する。	総務課
	出張計画書および報告書が形骸化（省略化）している。	出張計画書および報告書において、業務の適正性が分かるようきちんと記入を求めると共に、必要な証拠書類の提出を徹底する。	総務課
	定期的なモニタリングを実施する。	監査マニュアルを作成し、年1回研究課題の一定数（概ね10%）を抽出し、内部監査を実施する。	内部監査部門
通報に係る体制の確立	不正を発見しても、誰にどう伝えればよいか分からず、不正が見逃される虞がある。	学内外へ通報窓口と併せて関係規程を公表し、通報しやすい環境を作る。	総務課